

東御市地球温暖化対策地域推進協議会 委嘱式及び第1回会議 次第

日 時：令和7年4月21日（月）午前10時30分から

場 所：東御市役所2階 全員協議会室

－ 委嘱式 －

1. 開 会
2. 委嘱書の授与
3. 市長あいさつ
4. 閉会

－ 第1回協議会 －

1. 開会
2. 自己紹介
3. 会長及び副会長の選出
4. 会議事項
 - （1）委員の任務及び年間予定について
 - （2）第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(改定版)について
 - （3）委員謝礼等の支払い手続きについて
5. そ の 他
6. 閉 会

東御市地球温暖化対策地域推進協議会 委員委嘱予定者名簿

◎会長 ○副会長

※敬称略、推薦・応募順

役 職	氏 名	所属団体
	中村 淳也	上小トラック協会
	船田 寿夫	東御市環境審議会
	木村 啓二	東御市建設業協会
	荒井 浩正	東御市商工会
	佐藤 千枝	東御市くらしの会
	佐藤 芳明	東御市工業振興会
	三井 正	東信森林管理署
	久保木 匡介	長野大学環境ツーリズム学部
	小林 正樹	信州うえだ農業協同組合
	辻 新一郎	公募（フード&エコロジー信州）

【任期：令和7年4月21日～令和10年3月31日】

事務局

所 属	役 職	氏 名
市民生活部	部長	小松 信子
市民生活部 生活環境課	課長	岩下 雄司
市民生活部 生活環境課 生活環境係	係長	山浦 晃隆
市民生活部 生活環境課 生活環境係	主査	田中 洋城

令和7年度 第1回 東御市地球温暖化対策地域推進協議会 ～会議資料～



市民生活部 生活環境課

1 委員の任務及び年間予定について

本協議会は、**地球温暖化対策の推進に関する法律**第22条に基づき、東御市地球温暖化対策地域推進計画(以下「推進計画」という)の策定及び実施のために設置された協議会です。

平成22年に本協議会が設置され、約15年(5代)続いています。

本協議会委員の任務は、**東御市地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱**第2条に基づき、以下の事項について協議または実行することとなっています。

また、年間予定を以下にお示しします。

<委員の任務>

番号	任 務
(1)	推進計画の 普及啓発 に関すること
(2)	推進計画に基づく 地球温暖化対策の企画及び立案 に関すること
(3)	市民、事業者及び行政による 地球温暖化対策の取組み に関すること
(4)	その他、地球温暖化対策に関し必要な事項

<年間予定>

会 議	開催時期
第 1 回	4月21日
第 2 回	7月頃
第 3 回	12月頃
第 4 回	2月頃

2 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(改定版)について - 1 -

市では「東御市総合計画」及び「東御市環境基本計画」を上位計画とし、地球温暖化対策に特化した『**第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(改定版)**』を策定し、市内における地球温暖化対策を推進しております。

本計画の期間は2020(R2)年度～2030(R12)年度までの11年間とし、今年度は**中間見直し年度**となっています。

また、本計画の重点的な取り組みは、次の2つです。

◆ 再生可能エネルギーの最大限導入

- ・一般住宅、事業所への太陽光発電設備の導入促進
- ・公共施設への太陽光発電設備の導入
- ・その他再生可能エネルギー利用設備(※)の導入促進
(※)太陽熱、木質バイオマスなど

◆ 省エネルギー行動の拡大

- ・家庭でできる取り組み(節電など)の推進
- ・省エネ設備の普及促進
- ・エコドライブの推進
- ・次世代自動車(電気自動車)の導入促進
- ・環境教育の推進

上位計画



区域施策編(全市)

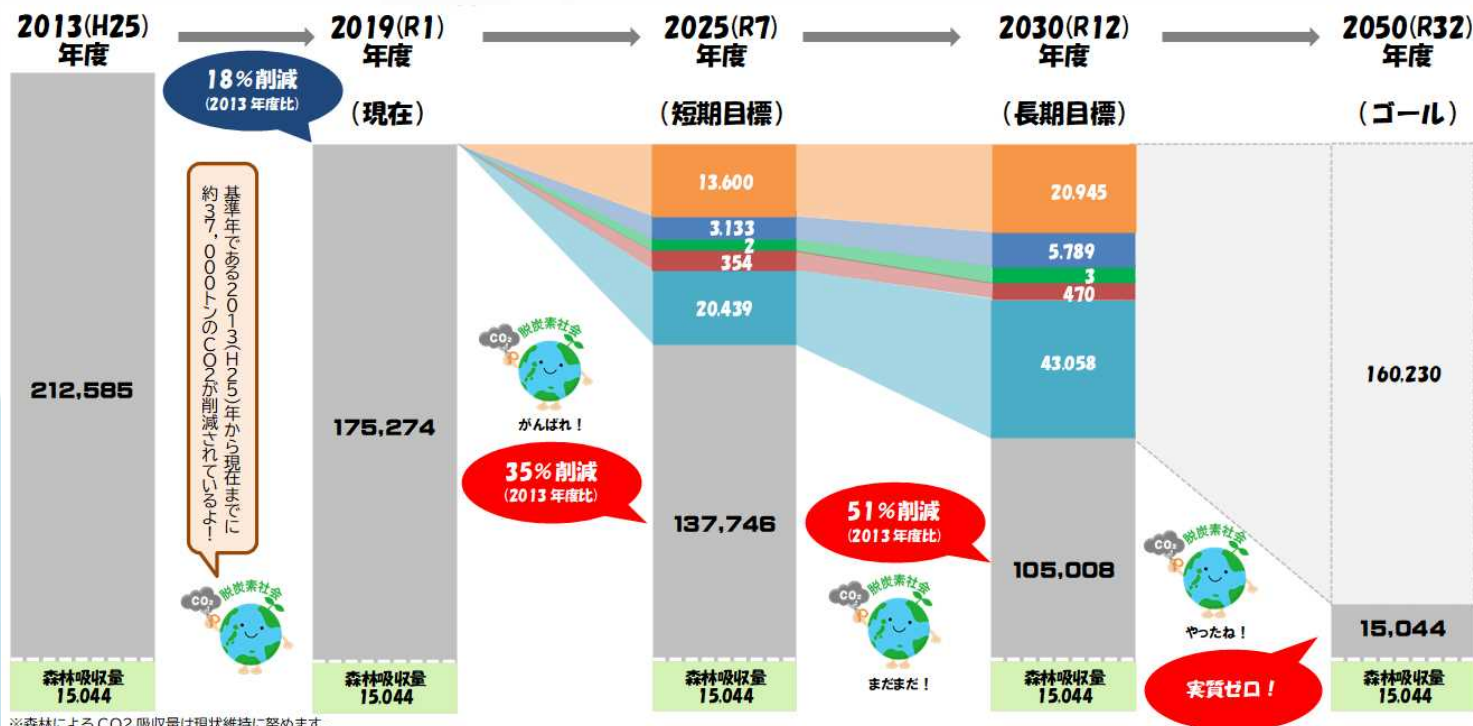


事務事業編(市役所)

2 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(改定版)について - 2 -

本計画の目標は、2013年度を基準年とし、2050年までの『**ゼロカーボンシティとうみ**』の実現に向け、温室効果ガス排出量を『2025年度までに**約35%削減**』、『2030年度までに**約51%削減**』することとしています。

市の現状として、温室効果ガス排出量は『**148,113t-CO₂ 約30%削減(2023年度速報値)**』であり、概ね順調に推移しておりますが、ゼロカーボンシティとうみの実現には、市民・事業者・行政のそれぞれの立場による**更なる努力が必要**です。



再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギー(太陽光・太陽熱・風力・水力・バイオマス・地熱等)のうち、東御市の日照時間の長さが活かせる太陽光発電を中心に施策を展開します。

市民・事業者・市による環境活動

高エネルギー効率の機器や高断熱住宅の普及を推進するとともに次世代を担う子どもたちに環境に対する意識啓発のための環境学習を推進します。

脱炭素に向けた地域環境整備

自家用車の利用を減らし、公共交通機関や自転車等の利用を促進します。また、自家用車や社用車を電気自動車(EV)に買い換え、運輸におけるCO₂削減を推進します。

循環型社会の構築

ごみの焼却に伴うCO₂を削減するため、ごみの減量化を行うとともに、生ごみリサイクルを行い、循環型社会の構築を目指します。

国による削減

国による地球温暖化対策における削減量を示しています。国による施策は、あらゆる部門におけるヒートポンプの導入や電気自動車の普及、ZEB・ZEHの普及など多岐に渡ります。

温暖化に対する適応

地球温暖化対策には、CO₂排出量を削減する緩和策のほか、熱中症予防や暑さに負けない体づくりなどの、地球温暖化による気候変動に対応するための適応策があります。

2 第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画(改定版)について - 3 -

今年度は計画の中間見直し年度であり、今年度中の見直しを予定しています。

見直し箇所については以下を予定しておりますが、委員の皆様においてご意見等があれば事務局までお知らせください。なお、見直しスケジュール(予定)は次ページのとおりです。

<見直し予定箇所>

◆ 国内外の現状と目標の精査

⇒国内外の現状と計画の目標値に乖離が無いか精査及び現在の当市における二酸化炭素排出量を把握し、適正な目標値に見直す。

◆ 各種施策の取捨選択または追加

⇒より効果的に温室効果ガスを削減できる施策を据え、効果の出ていない施策の精査や時代に沿った新しい施策を検討し、加除する。

◆ 普及啓発策の検討

⇒計画見直し後に、市民・事業者・行政が一丸となり取り組めるように、普及啓発策を検討し、実践する。

内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
コンサル業者 選定・決定																																				
見直し方針確定																																				
見直し案作成																																				
協議会での協議																																				
環境審議会																																				
パブリックコメント																																				
見直し案確定																																				
印刷製本																																				

3 委員謝礼等の支払い手続きについて

会議等の出席時には、以下のとおり謝礼及び旅費をお支払いいたします。

お支払いに際し、事前にご提出いただく書類がありますので、**令和7年5月12日まで**に、事務局（生活環境課）にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、所属団体等の規定によりやむを得ず、謝礼及び旅費の受取をご辞退される方は、『謝礼等辞退届』のご提出をお願い申し上げます。

<謝礼及び旅費の詳細>

謝 礼	会議出席で1,500円／回 ※会議は原則2時間未満の会議とします
旅 費	会議出席で37円／km ※所属団体又は自宅等から会議場所までの距離 ※片道2km以上に限る

<ご提出いただく書類>

①	債権者登録申出書兼口座振替払申出書
②	個人番号の提供書
③	個人番号確認書類 (マイナンバーカードのコピーなど)
④	ご本人様確認書類 (運転免許証のコピーなど)
⑤	謝礼等辞退届 (謝礼等の受取をご辞退される方のみ)